

# えっ、知らなかった！ 市の税金が、コンビニで払える なんて・・・

納期限内の納付書であれば、全国のコンビニエンスストアで休日や夜間を問わず税金などを納付できます。

## ◆コンビニ納付できる納付書

コンビニでの納付は、平成25年4月以降に発行された平成25年度分の納付書で、コンビニ納付用のバーコードが印字されているものに限りです。

コンビニで納付書を提示して、現金を支払ってください。手数料を負担する必要はありません。また、従来通り、金融機関の窓口でも支払うことができます。

## ◆次の場合はコンビニでの納付ができません

- ・コンビニ納付用のバーコードが印字されていないもの(コンビニ納付取り扱いが開始する前に発行された納付書や、取り扱い開始後でも納期限後に発行された納付書)
- ・汚れ・キズなどでバーコードが読み取れないもの(市収納課で再交付します)
- ・1枚あたり30万円を超えるもの
- ・金額が訂正されているもの
- ・納期限が過ぎたもの(納期限内に納付してください)

## ◆納付の確認に時間が掛かります

コンビニで納付した場合、納付の確認ができるまで、2週間程度掛かります。コンビニで納付後、早急に納税証明書などが必要な場合は領収書を市税務課(福岡庁舎)まで持参してください。

## ◆納付書の紛失や納付の間違いに注意しましょう

コンビニ納付に対応した納付書は綴じることができません。納付する場合は、必ず記載されている納期限を確認してください。納付書の紛失にも注意してください。

## ◎もっと便利な口座振替

口座振替にすると納期限の日に自動振替を行います。納め忘れもなく、納付に出かける必要もありません。ぜひご利用ください。

問い合わせ 市収納課(福岡庁舎)

☎43・8119

## 収納課からお知らせ

### ファイナンシャルプランナーを配置します

市は、市税などの滞納者が抱える多重債務問題などの相談にも対応するために、4月からファイナンシャルプランナーを収納課に配置します。

滞納者の生活再建に積極的に取り組んでいきます。



### インターネット公売を開催します



市では、市税の滞納処分として差し押さえた財産について、次の通り入札による売却(公売)を行います。入札するには事前の参加申し込みが必要です。

**申込方法** 「官公庁オークションインターネット公売ページ」から参加申し込みができます。

**参加申込期間** 4月11日(木)13:00～4月25日(木)23:00

**入札期間** 5月7日(火)13:00～5月9日(木)23:00

※詳しい内容は、入札日時から官公庁オークション、  
<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>にてご確認ください。

## 納付できるコンビニ

エブリワン、MMK設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティストア、サークルK、サンクス、スーパー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ローソン

## 金融機関でも従来通り納付できます

宗像農業協同組合、福岡銀行、西日本シティ銀行、九州労働金庫、福岡県中央信用組合、遠賀信用金庫、みずほ銀行、九州(沖縄県を除く)のゆうちょ銀行または郵便局

## コンビニ納付できる税目

市県民税

固定資産税

軽自動車税

国民健康保険税

介護保険料

